

第 2 期御浜町子ども・子育て支援事業計画策定等業務委託仕様書

1. 業務名

第 2 期御浜町子ども・子育て支援事業計画策定等業務委託

2. 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法に基づく「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」に関して、ニーズ調査、必要となる資料の作成、事業量の推計、目標量の設定、子ども・子育て会議等を実施し、計画を策定することを目的とする。

併せて、貧困の子どもがいる世帯の状況把握を行うため、ニーズ調査を実施し、調査結果を踏まえ、今後進めていくべき貧困対策に関する施策を計画に盛り込むものとする。

3. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和 2 年 3 月 3 1 日までとする。

4. 委託料の上限

3, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税を含む）を上限とする。

5. 業務内容

(1) ニーズ調査

・事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、子育て世帯および子どもがいる貧困世帯の生活実態や要望等についてアンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

・調査対象は、就学前児童の保護者 4 0 0 人、小学生の保護者 4 0 0 人、中学生の保護者 1 0 0 人、高校生の保護者 5 0 人、児童扶養手当受給者 5 0 人(回収率は 5 0 %を想定)

①ニーズ調査の調査項目の決定にかかる提案・助言・支援等

・発注者と協議の上で調査票案を作成する。

・具体的な調査項目について、専門的知識及び経験に基づき助言・支援を行う。なお、助言・支援を行う際は、国の指針や施策の動向に基づくとともに、他の自治体等の調査方針等を参考にすること。

・町の子育て支援や貧困に関する現状と課題の分析等を行い、事業計画へ反映させるために必要な調査項目や分析方法を提案する。

②ニーズ調査票の作成及び印刷

- ・調査票（A4版約20頁程度を想定）の印刷

③調査の実施

- ・調査票等の発送及び回収は発注者が行う。なお、郵送料等は発注者が負担する。

④集計・分析

- ・調査票の点検、データの入力及び集計を行う。
- ・集計結果をもとに分析を行い、とりまとめる。

⑤調査報告書の作成

（2）子ども・子育て会議の運営支援

- ・子ども・子育て会議（4回程度を想定）の開催にあたり、会議資料の提案と助言、作成を行う。
- ・会議に出席し、進行を支援する。また、結果をその後の作業に反映させる。
- ・議事録を作成する。

（3）「第2期御浜町子ども・子育て支援事業計画」の策定

①需要量の推計・目標量の設定

- ・ニーズ調査の結果をもとに、各種事業の需要量の見込みを推計する。

②動向調査

- ・国、県等の施策、法令等の動向を把握し、資料を作成する。

③事業計画案の策定支援

- ・上記①②の結果を反映し、第2期子ども・子育て支援事業計画案を作成する。
- ・事業計画案の作成は、令和元年10月頃（計画骨子案）及び令和2年1月頃（計画原案）の2回とする。ただし、作成時期については、変更もありうるものとする。

④計画書及び概要版の作成

- ・「第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画書及び概要版を作成する。
- ・計画書は印刷製本およびデータでの納品とする。

6. 専任担当者の配置

業務の円滑な進捗を図るため、履行期間を通じて統括責任者となる子ども・子育て支援に精通した管理責任者及び担当者を配置すること。

また、事務局との連絡調整に支障のないよう適宜担当者を配置し、円滑な業務遂行に努めること。

7. 成果品

- (1) 調査報告書：印刷製本 50 部（A4 判 100 頁程度）
- (2) 計画書：印刷製本 100 部（A4 判 80 頁程度、表紙カラー・本文 1 色）
- (3) 計画書概要版：印刷不要（データのみ A4 判 8 頁、4 色刷）
- (4) 上記(1)～(3)収録データ：CD - R 1 枚

8. 委託料の支払い

業務完了後 30 日以内とする。

9. 関係法令等の遵守

本業務を実施するにあたっては、本仕様書によるほか、関係する法令、省令、規則、細則、通知、通達及び条例等を遵守しなければならない。

10. 個人情報の保護及び秘密の保護

受注者は、本業務の遂行上知り得た個人情報及びその他一切の秘密等を他人に漏らすなど、本業務以外の目的に使用してはならない。

11. 資料の貸与

本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合は、書面による手続きにより貸与するものとする。

12. その他

この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。